解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年五月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年六月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年六月十日

大阪府大東市新田本町三一番地

財団法人新田公民館

代表清算人　北村　哲夫

解散公告（第二回）

当法人は社員総会の決議により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年六月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年六月十日

長崎市玉園町二番二八号

社団法人長崎県家畜商協会

代表清算人　酒井　孝一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日存立時期の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年六月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年六月十日

千葉県館山市沼八四七番地

財団法人館山ユネスコ保育園

代表清算人　本多　慶晴

解散公告（第三回）

当法人は、建物の区分所有等に関する法律第五十五条第一項第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年六月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年六月十日

東京都港区三田二丁目七番一号シャトー三田管理組合法人

シャトー三田

代表清算人　島田　祐治

第三期決算公告

平成二十五年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

単位・千円

資産の部

流動資産　一二、八八一

合計　一二、八八一

負債及び純資産の部

流動負債　四、二二五

株主資本　八、六五六

資本金　五、〇〇〇

利益剰余金　三、六五六

その他利益剰余金　三、六五六

（うち当期純利益）　（二、五六〇）

合計　一二、八八一

平成二十五年六月十日

大阪府大阪市北区芝田一丁目一番三五号

株式会社レムホテルズ西日本

代表取締役　江山　恭弘

配当公告

神奈川県鎌倉市大町四丁目一一番一一号

破産者　被相続人近木登相続財産

右の者に対する横浜地方裁判所平成二十四年（フ）第二三一六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

優先債権　金二五六、六〇〇円

一般債権　金五七、三〇三、〇六九円

一、配当することのできる金額

優先債権　金二五六、六〇〇円

一般債権　金三二、九七〇、三一九円

平成二十五年六月十日

横浜市中区住吉町一丁目一二番地一日本興亜関内ビル六階　破産管財人　小嶋　和也

配当公告

奈良県橿原市一町三〇八番地

破産者　株式会社竹本電機製作所

右の者に対する奈良地方裁判所葛城支部平成二十三年（フ）第五七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

一般破産債権

金一、四四五、五〇一、八七二円

一、配当することのできる金額

一般破産債権　金九七、九七二、二四二円

平成二十五年六月十日

奈良県大和高田市高砂町二番一号サンライズビル三階　破産管財人　下村　敏博

配当公告

広島県福山市新市町大字宮内一八二八番地

破産者　桑田株式会社

右の者に対する広島地方裁判所福山支部平成二十四年（フ）第六三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金五七、三一九、二七四円

一、配当することのできる金額

金三八、〇五六、三四〇円

平成二十五年六月十日

広島県福山市三吉町四丁目一番一―二〇五号内林法律事務所

破産管財人　内林　誠之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市若林区沖野七丁目三九七番地、最後の住所仙台市若林区沖野七丁目四〇番七〇号

被相続人　亡　相原　幸光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十日

仙台市青葉区一番町二丁目一〇番二六―三〇一旭開発ビル三階浅野・松尾協同法律事務所

相続財産管理人　萩生田和徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市箕郷町松之沢三三三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　桐生十三子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十日

群馬県高崎市下豊岡町一八九番地三

相続財産管理人　樋口　彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県八街市吉倉六三〇番地一、最後の住所千葉県八街市八街ほ三八〇番地二

被相続人　亡　岸野　守宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十日

事務所千葉県千葉市中央区中央三丁目四番八号コーノスビル三階　鈴木牧子法律事務所　相続財産管理人　弁護士　大久保佳織

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市鴨居二丁目二〇番地、最後の住所神奈川県横須賀市鴨居二丁目八〇番一六―六一〇号　被相続人　亡　奥山　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十日

神奈川県横須賀市大滝町一―二一ジュネス横須賀二階　横須賀総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　望月由佳子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県妙高市小出雲三丁目三五〇九番地、最後の住所新潟県妙高市小出雲三丁目七番一〇号　被相続人　亡　吉村　正雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十日

新潟市中央区関屋本村町一丁目一一番地一

相続財産管理人　弁護士　平　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県魚津市末広町八〇六番地二、最後の住所富山県滑川市常盤町一一九番地　被相続人　亡　沖田　澄子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十日

富山市本町七番七号沖田ビル三階高野由雄法律事務所

相続財産管理人　弁護士　高野　由雄